

令和7年3月5日

申請書類について

1. 事前協議

申請締め切り日前までに、土地利用計画図等で都市計画課と事前協議をしてください。また、設置する施設の各担当課との協議も同様にお願いします。

2. 開発協議申請締切日

毎月1日。ただし休日の場合は翌開庁日になります。

※毎月1日までに提出された開発協議申請書を同月の開発審議会で審議します。

令和6年度締切日一覧

令和7年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1日	1日	2日	1日	1日	1日	1日	4日	1日

令和7年		
1月	2月	3月
5日	2日	2日

3. 申請書類提出部数

★3, 000m²未満の開発行為の場合 (開発審議会を開催)

正本1部 副本1部 開発審議会資料（正本写し）5部 合計7部

*申請書合計7部の他、PDFデータを都市計画課へメールにて送付して下さい。

(送付宛先：tos1@city.minokamo.lg.jp)

提出が必要なPDFデータは以下の通りです。

1) 申請書	6) 公図
2) 事業計画書	7) 土地利用計画図
3) 関係者との協議一覧	8) 排水施設計画平面図
4) 関係機関との協議一覧	9) その他主要な図面（各種施設構造図等）
5) 位置図	10) 現況写真

★3, 000m²以上の都市計画法の開発行為の場合

市の開発協議申請の手続き完了後に都市計画法第29条申請の受付をします。

★都市計画法第29条申請

正本1部 副本1部 市控え1部 合計3部

◎正本には開発登録簿、岐阜県収入証紙納付書（岐阜県証紙を貼付）を添付してください。
市経由で岐阜県中濃建築事務所に進達します。

*都市計画法第32条第1項の同意申請（正本1部 副本1部 合計2部）

*都市計画法第32条第2項の協議申請（正本1部 副本1部 市控え1部 合計3部）